

今月のトピックス

文部科学省、2回目の給食費未納調査を実施

2010年12月1日、文部科学省は、2005年に続き2回目の学校給食費徴収状況調査を行い、その結果を発表するとともに、スポーツ・青少年同学校健康教育課長名で通知を出し、給食費未納問題への対応を求めています。

前回と今回の調査結果を比較しながら、給食費未納を考えるとともに、関連する資料をとりまとめました。

学校給食費の未納をめぐる問題は、2005年頃から各地で話題になりました。

2007年1月、関心の高まりを受けて文部科学省が2005年度(平成17年度)の給食費徴収実態調査を行い、結果を公表します。また、文部科学省は、「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について(通知)」とともに、「学校給食費の未納問題への対応についての留意事項」を出し、対応方法などについて指示をしました。

2009年に政権交代があり、子ども手当法が2010年3月に成立、この際、学校給食費などの未納について、子ども手当からの天引きなどが検討されましたが、結果的には、そのような対応は行われませんでした。

2010年5月、文部科学省は、『平成22年度における子ども手当の支給に関する法律』等の施行と学校給食費の未納問題への対応について(通知)を出し、学校給食費を口座引き落とししている場合、子ども手当の振り込み口座と同じにするなどを自治体によって進めるよう対策を求めました。

さらに、2011年度の予算にあたって、子ども手当から学校給食費を納付できるしくみについて、2010年12月20日に5大臣合意(国家戦略担当、総務、財務、厚生労働、少子化対策)があり、翌日、文部科学大臣も、具体策

を検討すると発言しています。

学校給食費の未納については、主な原因として、「保護者としての責任感や規範意識の問題」が上げられ、その点に注目が集まります。調査手法が異なるため、単純な比較はできませんが、前回調査(2005)と今回(2009)では、「責任感や規範意識」を上げる学校が60%→53.4%となったのに対し、「保護者の経済的な問題」は、33.1%→43.7%と大幅に増加しており、経済状況の悪化により、「払えるのに払えない」人だけでなく、「払いたくても払えない」人の増加があるようです。

未納が発生した場合、その徴収作業は、督促、面談など大きな作業負担を生みます。前回調査でも、今回調査でも、その作業は、学校内(校長、教頭、担任)が中心であり、教育委員会や自治体等の比率は微増しましたが依然として低いままです。また、負担軽減への配慮もまだ検討されていない実態が明らかになっています。

給食費の未納、滞納については、最近では仙台市が学校に対し対策マニュアルを配布するなど、具体策をマニュアル化する動きがあります。そこでも、対応の主役は学校にあります。学校給食費の徴収は、保護者に対して行われるものであり、教育活動ではありません。未納などの対応を教育の専門職である教員が行うことは、本来の教育のための時間が減ることになり、大きな問題です。こういった対応への社会的関心や政策的対応も必要だと思えます。

前回調査、今回調査の特徴

前回調査は、全国の学校給食を実施している小・中学校(約32,000校)における2005年度(平成17年度)の学校

給食費の徴収状況を2006年11月～12月に調査したものです。

今回調査は、全国の学校給食のうち、完全給食を実施している公立小・中学校(約29,000校)から610校を抽出して2009年度(平成21年度)の学校給食費の徴収状況を調査したものです。調査対象校、方法が異なるため、単純な比較はできませんが、同じ質問項目について比率から傾向の違いを見てみましょう。(いずれも前回→今回です)

1. 未納者のいる学校の割合
約43.6%→約55.4%
2. 未納者の割合
約1.0%→約1.2%
3. 未納額の割合
約0.5%→約0.6%
4. 未納の主な原因についての学校の認識
 - ・保護者としての責任感や規範意識の問題
60.0%→53.4%
 - ・保護者の経済的な問題 33.1%→43.7%
(前回)いずれか判別できない 6.9%
(今回)その他2.9%
5. 未納者に対する対応方策(複数回答)
 - ・電話や文書による督促 97.0%→97.6%
 - ・家庭訪問による督促 55.3%→78.4%
 - ・PTAの会合の場などを通じた保護者への呼びかけ 14.6%→38.8%
 - ・(前回)支払いを求める法的措置の実施 2.0%
 - ・(今回)就学援助制度等の活用を推奨 66.0%
 - ・(今回)集金袋による現金徴収など徴収方法の変更・工夫 28.4%
6. 未納の場合の対応者(複数回答)
 - ・校長、教頭 61.2%→69.5%

- ・学級担任 62.4%→62.4%
 - ・給食主任等の教諭 15.8%→14.5%
 - ・栄養教諭・学校栄養職員 3.6%→2.7%
 - ・学校事務職員 43.3%→53.0%
 - ・学校給食センター事務職員17.2%→21.6%
 - ・教育委員会等職員 8.7%→17.2%
7. 特定の者の負担とならないような配慮の有無
 - ・配慮している 45.5%→68.3%
 8. 特定の者の負担とならないような配慮の方法(複数回答)
 - ・学校内で業務を分担 77.7%→86.1%
 - ・教育委員会・PTA等との連携 5.5%→30.3%
 9. 学校給食費の欠損分の対処方法について(複数回答)
 - ・前回は自由記述
 - ・徴収した学校給食費から学校給食を実施
28.9%→60.9%
 - ・学校が他の予算等から一時補填
27.2%→13.0%
 - ・市町村教育委員会等の予算から一時補填
15.2%→25.1%

これ以外の調査項目で、2005年度との比較を聞いたところ、未納が増えた、やや増えたと答えた割合が、減った、やや減ったと答えた割合を大きく上回っています。そこからは、未納が徐々に増えていることをうかがわせません。

以下、関連資料を掲載します。

- 資料1 今回調査詳細(略)
- 資料2 2011年子ども手当に関する5大臣合意と文部科学大臣会見
- 資料3 2010年子ども手当に当たっての通知

資料1 今回調査詳細(略)

資料2 2011年子ども手当に関する5大臣合意と文部科学大臣会見

2010年12月20日の5大臣合意(国家戦略担当、総務、財務、厚生労働、少子化対策)では、学校給食費と子ども手当の関わりについて、

「(6)保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを行う」としています。

2010年12月21日、高木義明文部科学大臣記者会見録では、

記者) (略) 子ども手当で、学校給食費の天引きが、保護者同意ですけども、できるような法改正をされるということが一応合意されましたが、その点についての文部科学大臣としての受け止めをお願いします。

大臣) (略) 子ども手当に関する5大臣、戦略担当、総務、財務、厚労、少子化各大臣の合意においてですね、学校給食費については、保護者の同意により、子ども手当から納付することができる仕組みを導入するということが決まったと承知をしております、私どもとしましてはですね、学校給食費の未納が増えておる、したがって、給食

費の納入について学校現場がですね、過大なエネルギーをそのことに費やさざるを得ないという問題点もですね、承知をしておりますので、やはり子どもの学習・教育に集中できるように、こういったものが納付されると、いわゆる天引きができるようになるということはですね、この未納問題に対して大きな前進になろうと、私たちは思っております。今後、文部科学省としてもですね、厚生労働省、あるいは各教育委員会とも十分連携をしながらですね、その実効性が上がるような仕組みを検討していきたいと、このように考えております。例えば、その実効性が上がるというのも、まあいろいろな御意見もありますけども、入学時にですね、同意書をいただくと、こういうことも含めて検討して参りたいと思っております。

記者) 今の、入学時に同意書をいただくことも含めてというのは、小学校に入学する時に、一筆書いてもらう。

大臣) ええ、それも一つの案としてはありますけどね、そういうことも一つ。いろいろな実効が上がる考え方というのは、どんどん出していただいて、スムーズに進めるように、また保護者あるいは関係者の理解をですね、十分頂いた中で進めなきゃなりませんので、いろいろな方法があると思っております。できるだけ早く、そういう実効上がる対応について考えていきたいと思えます。

資料3 2010年子ども手当に当たっての通知

「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」等の施行と学校給食費の未納問題への対応について(通知)

平成22年5月14日

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」(平成22年法律第19号。以下「子ども手当法」という。)等は平成22年4月1日から施行されているところですが、その施行通知(平成22年3月31日付け雇児発0331第17号)において、「子ども手当の趣旨や受給者の責務、受給権の保護を踏まえ、仮に子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料等を滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐわないものと考えられる」とされており、学校給食費の滞納は、子ども手当法の趣旨にそぐわないことが明確にされているところです。

学校給食費の未納問題への対応については、既に「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について(通知)」(平成19年1月24日付け18文科ス第406号)により、適切な対応をお願いしているところですが、改めて通知の別紙「学校給食費の未納問題への対応についての留意事項」(別添)の内容を確認するとともに、下記の点に留意し、学校給食の適切な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会学校給食主管課においては、域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては、所管の私立学校等に対しても周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

記

学校給食の意義・役割及び学校給食費の重要性についての保護者への周知に関し、今回の「子ども手当法」の施行通知の趣旨を踏まえつつ、保護者の理解と協力が得られるよう、様々な機会をとらえて周知を図られたいこと。なお、文部科学省において、学校給食や食育の教育的意義や現状について保護者等にわかりやすく伝えるための啓発・学習用の資料「学校給食を通じた食育の

推進」(DVD)を作成し、先般、各教育委員会及び学校等に配布したところであるので、本資料等も適宜活用されたいこと。

学校給食費の徴収方法として、金融機関の保護者の口座からの引落を行っているところについては、今回の子ども手当の支給開始に合わせ、子ども手当の支給が行われる口座と学校給食費の引落を行う口座とを同一のものとするよう保護者に協力を求めることも一つの方策として考えられること。

別添 学校給食費の未納問題への対応についての留意事項

1. 学校給食の意義・役割及び学校給食費の重要性についての保護者への周知について

学校給食の未納問題が生じる背景には児童生徒ごとの様々な要因があり得ると考えられるが、今回の調査において、児童生徒ごとの未納が生じる主な原因についての学校としての認識に係る設問に対して、「保護者としての責任感や規範意識」が原因であるとの回答が約60%を占めており、学校給食費を負担することに経済的な問題がないと思われるにもかかわらず、その義務を果たしていない保護者が少なくない状況にあると考えられる。

学校給食は、栄養バランスに優れた献立を通し、成長過程にある児童生徒に必要な食事を提供し、また、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、さらには地場産物の活用による地域の文化や産業に対する理解を深めさせるなど、児童生徒の心身の健全な発達にとって大きな教育的意義を有するものであり、このような学校給食の意義・役割を各保護者に十分に認識いただくとともに、一部の保護者が学校給食費を未納することにより生じる問題についても認識いただく必要がある。

今回の調査において、学校給食費の欠損分の対処方法についての設問に対しては、徴収した学校給食費の範囲内で学校給食を実施したり、又は、他の予算等から一時補填して対応しているとの回答が多くを占めており、一部の保護者が未納であるために、結果として他者に影

響が生じたり、負担が発生するなどの問題が生じていると考えられる。

また、未納の保護者に対して、学級担任や校長、教頭、学校事務職員等による電話や文書による督促、家庭訪問などの取組が行われているとの回答が多くを占めているが、本来であれば教育の充実に取り組まれるべき時間や労力が、この未納問題に割かれているという問題が生じていると考えられる。

学校や学校給食実施者は、このような問題が生じていることを各保護者に了知いただき、その果たすべき責任を十分認識いただくよう、学校だより、給食だよりや広報誌、あるいはPTAの会合の場などを通じて周知を図り、理解と協力を求めることが必要である。

今回の調査においては、成果をあげた取組として、PTA役員の協力を得て保護者に対して学校給食費の納入を促したことが報告されている。また、今日では学校給食費の徴収方法として、金融機関の保護者の口座からの引落が多くなってきているが、児童生徒を通じて集金袋により現金で徴収することにより、保護者の自覚を促した取組や、説得し得ない保護者に対しては、やむを得ず、法的措置を講じた事例なども報告されており、これらの事例も参考としつつ対応することが望ましい。

2. 生活保護による教育扶助及び就学援助制度の活用について

今回の調査において、児童生徒ごとに未納が生じる主な原因についての学校としての認識に係る設問に対し、「保護者の経済的な問題」が原因であるとの回答が約33%を占めている。

現行制度においては、生活保護による教育扶助には学校給食費が含まれており、また、生活保護の対象とならないものの経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、各地方公共団体の定めるところによる就学援助制度により、学校給食に要する経費の援助がなされている。なお、就学援助制度によるいわゆる準要保護者に係る国の補助金については、三位一体の改革により平成17年度から廃止・一般財源化され、これに伴う財源も税源移譲されるとともに、地方財政措置が講じられており、平成17年6月13日付け17初児生第12号及び平成18年6月15日付け18初児生第15号の各

通知において、所要の財源措置が講じられたことを踏まえ、各地方公共団体においては、準要保護者に対する就学援助事業の適切な実施に取り組むよう要請しているところであり、引き続き、各地方公共団体は就学援助事業の充実に努めることが求められる。

このような制度があるにもかかわらず、学校給食費の未納の原因として「保護者の経済的な問題」が原因であるとの回答が約33%にのぼるため、その事情を個別に聴取したところ、このような事例の中には、生活保護あるいは就学援助制度の受給対象資格を有しながら、申請を行っていない保護者がみられるとのことであった。また、生活保護あるいは就学援助制度の適用を受け、学校給食費の支払に充当するための金銭を受給しているにもかかわらず、他の出費に充てている保護者も存在するとのことであった。

したがって、学校給食費の未納を未然に防止する観点からも、就学援助制度等の説明を十分に行い、これらの制度の活用を奨励することが求められる。

また、これらの制度の適用を受け、学校給食費相当額について受給しているにもかかわらず、他の出費に充てている保護者については、本来、「保護者の経済的問題」というよりは、「保護者としての責任感や規範意識の問題」とも認識され得る事例であるが、今回の調査では、このような事例への対応策として、学校給食費相当額を直接、学校長に交付するとする取組を行っている事例が報告されている。なお、このような措置に関しては、昭和39年2月3日付け文初財第21号文部省初等中等教育局長、体育局長通知「要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について」において、必要に応じて保護者に代わり、学校長に交付する場合もあることを前提として、「学校長が保護者の代理者として給与費を取り扱う場合は、必ず委任状を作成するよう指導すること」とされている。また、生活保護法第32条第2項では、「教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。」とされており、必要に応じて適切と認められる場合には、学校長に交付することも制度上可能となっている。学校給食の未納問題の解消を図る上でも、このような制度の運用も一つの有効な方法であると考えられる。

3. 学校給食費の未納問題への取組体制について

今回の調査では、学校給食費の未納問題が生じた場合の対応者として学級担任や校長、教頭の割合が高いことがうかがわれる。また、特定の者に負担とならないような配慮がなされていると回答した学校は約45%であり、約55%ではそのような配慮がなされていないとの結果が出ている。

各学校における未納問題の状況にもよるが、例えば学級担任が未納問題に対応するために相当の時間と労力を割いているような場合、当該教諭の本来の教育活動にも支障が生じるおそれがあるため、各学校長は、現状を的確に把握し、特定の者に過度の負担がかからないよう、PTAとの連携を図りつつ、学校全体としての取組体制を整えるよう留意する必要がある。

また、市町村教育委員会等の学校給食実施者は、そ

の設置する各学校における学校給食費の未納状況を随時把握し、当該学校の教職員と連携協力しつつ問題の解消に努めることが重要である。とりわけ、各学校のみの対応では困難な状況にあると認められる場合については、学校給食実施者において有効な支援方策を講ずることが求められる。

今回の調査においては、各学校における方策として、学校において全職員が未納問題の状況について共通認識を図る会議の定期的な開催、未納問題対応マニュアルの作成、学年PTA役員の協力による対応などの取組事例が報告されるとともに、教育委員会における方策として、教育委員会事務局職員と各学校の教職員により編成された「未納者訪問班」による家庭訪問の実施などの取組事例が報告されており、これらの事例も参考としてつつ対応することが望ましい。

Q & A

食育の必要性は？ 何を身に付けさせたいの？

学校給食に関する疑問、質問を、全国学校給食を考える会の会員(栄養士、調理員、保護者ら)がそれぞれの立場で回答します。質問をお待ちしています。

Q いろいろ行なわれている「食育」ですが、一番教えたいこと、必要なこと、あるいは身に付けさせたいことは何でしょうか？ ひとつだけあげて理由も聞かせてください。

回答1: 里見宏(全国学校給食を考える会顧問)

ひとつ選んで書けというのは厳しいですね。私は「子どもに一番教えたいこと」を選ばせてもらいます。

食育基本法には、「国民の責務」があるので、難しいことが起きる可能性があります。言みたい話ですみません。

「食欲」は性欲や排泄欲などと同じで、本能とされます。お腹が減れば好き嫌いなんで言うていられません。犬でもネコでも野生の動物でもみんな生きるために体内に必要な成分を取り込みます。そして、いらぬ成分を排泄するわけです。子孫を作ることも生命の維持伝達ですから、この三つは生きるもの全てに共通な義務です。でも、その義務を放棄して食べるのを止める人もいます。食べることを拒否するのは大変なことだとみんなが知っていますから、「断食」は抗議の武器にもなります。食べることができないと戦争も起きます、殺し合いにもなります。

「食」は足りないところを起すということを教える必要があります。でも、ここを触らないようにしているのが日本の「食育」だと感じます。そこに突っ込むと人間とほかの生き物の違いなんて微々たるものなのだし、人間の寿命や健康状態も「食」が深く関係していることがはっきりしています。食文化という、あとから勝手に作り出した部分をことさら強調し、そこに重きを置いて伝えることが「食育」と思っている人も多いのですが、そこに固執するとクジラやマグロのように国際的摩擦も生じるわけです。食が

人間の根底を支えていることをみんなが知れば、多くの問題を解決する重要な柱になります。生きるために人の分まで食べてしまうことが許されないときがくるでしょう。そのとき「食育」が役目を果たしていたかわかるときだと思います。要領を得ないですみません。

回答2: 栄養教諭

「その人がその人らしく『食』で幸せに五感豊かに自立すること」である。そのための「食育」は、野菜などを育て、自分と食べてもらいたい人のために献立をたて、料理して一緒に食べることである。

*野菜などを育てることにより、芽が出て成長して花が咲いて実がなる過程を体験することにより、植物の成長や、太陽・水・気候など自然の恵みを知ることができる。農家など働いている人の苦労や喜びなどがわかる。

*自分と食べてもらいたい人に献立をたてることにより、食文化や料理、食品や食べ物の栄養などについて知ることができ、料理は自分と他人がおいしく楽しく食べ、共生するためにあることがわかる。

*料理をすることにより、おいしく作るための料理の技術や科学を知ることができる。食べてもらいたい人と一緒に食べることにより、料理や他人のために用意することや思いや楽しさ、逆に自分がしてもらおうことへの感謝の心も育つ。

回答3: 学校栄養職員

私が学校給食の栄養士になった30年以上前には、給食の主食をごはんにしていくのが私たちの主な役割だったことが、当時の種々の答申や通知等から読み取れます。確かに米飯給食は普及しましたが、食糧全体の自給率の低下は続いています。

時はながれ、栄養教諭が制度化された今、私たちには短期的な「食育の成果」が求められています。その一方で、現在も民間委託や大型センター化への動きはとどまりません(ごく一部の意識的な自治体を例外として)。

そんな30数年にわたる学校給食の流れを見てきた私

には、少数の学校栄養教職員を支えて、「食」の仕組みを守っていくことのできる人間を育てることが一番大切に思えます。

学校栄養職員制度がスタートした1974年以降に学校給食を食べて大きく育った子どもたちの世代が、おそらく現在各自治体(市町村)で学校給食政策を決めていくポジションにいるのでは、と考えると、私たちの積み上げてきた「食育の成果」が問われている気がします。

回答4:調理員

一番教えたいことは調理です。

季節ごとの食材を知る→食材の選び方→切る・焼く・煮るなど、単品の食材を調理して、素材ごとの味を知る。切ったり、揚げたりなど調理は危険なこともあります。食材への感謝の気持ちと敬意をもって調理することを教えれば、その危険はなくなります。

こんなところから始めて、ゆくゆくは栄養のバランスを考えて一食分の献立をたてて自分で作ったり、冷凍食品やレトルト食品を使った場合でも、彩りやバランスを考えてひと手間加えるといった工夫ができるようになればいいなと思います。

以前、「私作る人、僕食べる人」というCMが問題になったことがあります。これからは「みんなで作って、みんなで食べる」、そんなにぎやかな食卓をめざして、低学年のうちから調理の楽しさと、本物の味を教えていきたいと思えます。

回答5:教員

「正しい知識をもって、自分が食べる物を自ら選択できること。しかし、そのためには、子どもは体験を通さないと、効果的な理解が得られない」。

日々授業をしている。子どもの考えというのは実に素直で、驚く。例えばある年の5年生。重さが同じレタス(有機レタスとスーパーのレタス)を教室に持ち込み、「同じ重さなのになぜ価格が違うのだろう」と問うた。20を超える予想が出された。その中で「農薬代がかかっているから、その分高くなるのだよ」。子どもらしい考えである。食糧生産の学習でも、「中国産は船代の輸送費がかかっているから、高い方が中国産で、安い方が国産」という発言も出される。結局この年は、田んぼを農家から借りて、古代米を粳ふりから田植え、草抜き、稲刈り、脱穀、販売まで、大変な思いをしながらも本格的な経験をした。一年間の最後、販売価格を決める話し合いの場面で、「無農薬だか

ら、夏の草抜きを何回もして、腕もいっぱい切った。高く売りたい」という発言に至った。こういう体験をした子どもは、きっと大人になったときに、自分が食べる物を自ら選択して選ぶことができると期待している。

回答6:食育、健康運動、食事相談室主宰

「食育」で身に付けさせたいことは、実践する力です。

「朝食が大事」、「栄養バランスのよい食事が大事」などは、ほとんどの人が「分かっているよ」と答えると思います。では、それらを日々の生活の中でいつも実践しているのでしょうか？

「分かっている」ということは、知識として理解するだけではなく、それらを自らの生活の中で活用・実践してこそ本当に「分かっている」といえるのではないのでしょうか。

だからこそ、食にかかわる知識を年齢相応に身に付けて実践することにこだわりたいと思います。そして、義務教育が終了する頃には、食品を吟味することができて、包丁を使いこなし、栄養バランスを考えて自らの食事を面倒がらずに作る力(実践する力)を身に付けてほしいと思うのです。

回答7:元保護者

自分の食べているものが、どこで、どんなふうにならされているか、調理されているか、という関心をもつことです。

もう社会人になったウチの娘がまだ小学校に上がる前のことですが、ドライブ中に、とある豚舎の前を通りました。ちょうどお昼のお弁当を食べたばかりだったので、娘に「さっき食べたウインナーは、あそこの豚さんかもしれないね」と声をかけたら、ビクッとした表情になり、さらに暗い顔になりました。頭の中で、豚さんとウインナーは別々だったんですね。ご飯は稲作農家が苦勞して1年に一回しか収穫できないわけだし、牛乳は牛さんのオッパイを横取りしているわけだし、刺身は鮮魚を切り刻んでいるわけです。そういうことを知っているか、知ろうという関心を持っているかで、食べ物が自分の生命に直結していることの本能的理解が違うでしょう。生き物はほかの生き物を食べて生きている、ということを実感できる「食育」であってほしいです。

さて、ウチの娘とまったく正反対だったのが私の友人の子です。同じく学校に上がる前。家の近くでカエルが泣いている声を聞いて一言、「おいしそうな声やなあ〜」…。ここまで行けば、巷の「食育」はなくても生きていけるのでしょう。

投稿

「有機農産物の使用実態等調査」その後

「有機農産物の使用実態調査および導入希望調査結果」その後を追って 全国学校給食を考える会 会長 五十嵐興子

全国学校給食を考える会は、2010年の夏期学校給食学習会の参加者に対して、「有機農産物の使用実態調査および導入希望調査」アンケートを実施しました。給食ニュース2010年11月号で調査報告を行いました。学校給食に有機農産物を使ったことのない方にその理由をお聞きしたところ(複数回答可)

- | | |
|--------------------|-------|
| 1.安定供給ができないと心配がある | 45.3% |
| 2.費用の問題 | 39.5% |
| 3.有機農産物の購入方法がわからない | 26.7% |
| 4.従来の業者との調整が困難 | 24.4% |
| 5.扱いにくい | 20.9% |
| 6.「使ってほしい」とのニーズがない | 18.6% |
| 7.欠品があると困る | 16.3% |
| 8.注文や支払いなどの手続きが煩雑 | 8.1% |
| 9.慣行栽培の農産物と変わらない | 3.5% |

という結果でした。

そこで現在、学校給食で有機農産物を使っているお二方に、給食費のやりくりやや供給者の見つけ方、欠品対策などをお聞きしました。

長野県塩尻市で590食の単独校中学校の栄養教諭、杉木悦子さんは、個人農家や農協・生産者団体、直売所から小松菜やニンジン・ネギ・モロヘイヤ・トマト・タマネギ・ジャガイモ・キャベツ・キュウリを購入しています。

地域の商店で食品売り場の「自然食品コーナー」を探し、納入している人を調べ、連絡を取る。さらに納入業者に有機農産物を探してもらいます。

次にどんなものがいつごろ入荷するかの状況や見積価格を出してもらいます。

事前に野菜類については、有機・低農薬・化学肥料無

使用・慣行野菜の納入順位を提示し、また地域産・県産・国産の順位で納入してもらい、価格が著しく違う場合は連絡をしてもらいます。

給食費の問題は、見積りを取って検討する。季節の野菜は安いので量を多くする。トータルで1日または1カ月の予算に収まるようにします。

従来の業者との調整は、見積りで購入し、購入の公正化を図っています、とのことでした。

東京都世田谷区で515食の中学校親子方式の学校栄養職員の宮本諭さんは、卸売業者や個人農家・業務用物資取り扱い業者・農協、生産者団体からタマネギやジャガイモ・長ネギ・小松菜・かんきつ類・トマト・キュウリ・ナス・インゲン・ニンジン・里芋などを購入しています。以下は宮本さんからいただいたお話です。

1.安定供給について

そもそも、農産物をご承知の通り自然環境により生育される物であることが大前提です。地域の納入業者(八百屋等)との連携、その他の業者との連携による慣行栽培との併用で実施できることと思います。

もちろん、地元農業生産者の方々のご協力で地場産物の活用も同様です。

2.給食費の問題

特別栽培農産物認証制度、ポジティブリスト制度が整備され数年が経過し、給食納入業者による契約栽培による流通も安定しつつあります。食育基本法の施行により5年が経過する今日、学校における食育も明確化されつつあり、学校農園や教育農園等、農業生産者の方々の理解も深まりつつあります。数年前の燃料高騰や今年度の天候不良による価格の高騰にも安定した価格で提供されています。

まさに、生産、流通、加工が共通の理念の基でのことであるための利点だと思います。

また、今まで表面に出ることの無かったB、C級品も流

通に乗るようになるなど、様々な効果も期待される現状で、価格の安定は一層見込めると考えます。調理場の理解も不可欠です。

3.有機農産物の購入方法

すべてを購入するわけにはならないと思いますが、まず、給食納入業者との取り扱い物資(果物など)を初めの一步とすることが早期購入になると思います。次に、小規模の個人経営の業者への働きかけや、産直での購入も可能かと思えます。

いずれにせよ、ゆっくりと月に数回または、可能な範囲で始めて、手ごたえを感じるが良いかと思えます。

4.従来の業者との調整が困難

学校給食の性質を理解してもらい、安全・安心、地場産物の活用・教育ファーム(虫など)の一環で食材を適宜チョイスすることを伝えることと思えます。改正学校給食法の第二条の目標においてもしっかりと七項目が整備されたことを念頭に置いて実施可能かと思えます。

(学校給食食材納入業者には、学校給食が子どもたちの

ために地場産物を活用する意義を十分に理解いただき、天候に左右される生鮮野菜の収穫に応じたバックアップ体制をお願いする。

契約の二本化を行い集荷状況に応じて市場流通品の納入をお願いする)

以上、簡単にお話しさせていただきましたが、各地域によっても温度差があるかと思えます。東京のように地場産は1%と少なくとも市場流通品は膨大にあり、当区のように地場に農業世帯が470件近くあっても相続問題や地元八百屋等の政治圧力が陰に潜んでいることは否めません。しかし、学校給食を現場で担う学校栄養職員は、給食管理の献立作成、食材選定においては生徒に対して責務を担っている司る職員であるわけですから自信をもって実施されることが必要と考えます。仲間同士横のネットワークも十分に活用すれば生きた教材が一層活性化できると思っています。

学校給食ニュース 130号

発行:学校給食全国集会実行委員会
編集:学校給食ニュース編集事務局
会費:年額3,500円(4月から3月、送料込み年10回)
〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15
第2五月ビル2階 大地を守る会気付
全国学校給食を考える会
お問い合わせは...全国学校給食を考える会
電話:03-3402-8902 FAX:03-3402-5590
E-mail kyushoku@daichi.or.jp (購読・会費等)
E-mail desk@gakkyu-news.net (内容・投稿等)

学校給食全国集会実行委員会構成団体

全日本自治団体労働組合・現業局
東京都千代田区六番町1(電話03-3263-0276)
日本教職員組合・生活局
東京都千代田区一ツ橋2-6-2(電話03-3265-2175)
日本消費者連盟
東京都新宿区早稲田町75-2F(電話03-5155-4765)
全国学校給食を考える会 左記住所、電話番号

情報シート

地域の課題や実践例、ニュースへの感想やご意見もお願いします。写真などはデータや実物を送ってください。

送り先 〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15 第2五月ビル2階 全国学校給食を考える会

TEL03-3402-8902 FAX03-3402-5590 E-mail desk@gakkyu-news.net

記入者名

団体名

ご連絡先(電話・FAX・e-mail)

ご住所(または、都道府県・市町村名)

私は、 栄養士 調理員 保護者 その他()です。

ニュースに掲載する場合、名前は 掲載可 掲載不可(匿名) です。

